

【機密性 2】

第 71 回全国健康保険協会香川支部評議会議事録

開催日時：令和 4 年 7 月 12 日（火）10：00～11：55

開催場所：高松東急 REI ホテル 讃岐・玉藻の間

評議員：坂本評議員、繁村評議員、白井評議員（副議長）、

長山評議員（議長）、西尾評議員、丹生評議員、野崎評議員、森永評議員

（五十音順）

議事

○報告事項

1. 2021（令和 3）年度全国健康保険協会決算報告について
2. 2021（令和 3）年度支部事業報告について
3. インセンティブ制度（省令改正）について

○その他

- ・協会けんぽ香川支部の概要

報告事項 1. 2021（令和 3）年度全国健康保険協会決算報告について

【事務局より資料 1 に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【学識経験者】

平均標準報酬月額の変動で、令和 2 年度だけ定期昇給がなかった事業所が多かったということか。

【事務局】

例年ならば、4 月から 6 月の平均をとって 9 月の定時決定となり上昇する傾向であった。

【被保険者代表】

この年度は、残業が減少したということではないのか。

【事務局】

残業の減少、定期昇給の見送り、新規採用の影響等、複数の要因があったと考える。

報告事項 2. 2021（令和 3）年度支部事業報告について

【事務局より資料 2 に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【機密性 2】

【被保険者代表】

令和 3 年度の健診実績について、コロナ禍の影響が比較的少なかった令和元年度と比べ回復しているか。

【事務局】

令和 3 年度の健診実績は、令和元年度実績値に僅かに届かなかったが、同水準まで回復している。

【被保険者代表】

インセンティブ指標 4 で「受診を要する者」の定義はどのような基準なのか。それは、協会けんぽ独自の基準なのか。

【事務局】

生活習慣病予防健診受診者の内、血圧または血糖値について、日本人間ドック学会における要治療・要精検の基準値及び協会けんぽの生活習慣病予防健診における要治療の基準値に基づき、要治療と判定された方を対象に勧奨を行っている。

【学識経験者】

健診はオンラインで実施できないので実績が滞ることは仕方ない。コロナ禍と計画していた集団健診とが重なることもあると思う。そのため、このような時期こそ事業者健診データの取得率の向上に注力していくことが重要である。同意書は一度取得すれば、翌年度以降も有効なのか。

【事務局】

そのとおり。一度取得すると、その後も有効となる。

【学識経験者】

労働局との連名によるデータ提供依頼文書の送付について、どのような理由で 4 名以下の小規模事業所に絞って送付したのか。

【事務局】

大規模事業所については別の取組を通じて協力いただいているため、取得が進んでいない事業所規模に絞って、このようなアプローチ方法で取り組んでいる。

【学識経験者】

特定保健指導はリモートで実施できるのか。リモート面談のみで保健指導は完結するのか。

【事務局】

希望される方には実施している。リモート面談の後、文書や電話で継続しながら実施している。

【学識経験者】

健診機関と外部委託機関に委託し実施しているとあるが、どういうことか。

【事務局】

生活習慣病予防健診実施機関では受診当日に保健指導を行うことにより、効率的に保

【機密性 2】

健指導に結び付けている。今回委託した外部委託機関は、県外に住んでおられる香川支部に所属する方に対し、協会けんぽの保健師等が出向いて保健指導が実施できないケースや運輸業の方等で勤務時間中に実施が困難なケース等を想定し、保健指導専門機関に委託して実施しているものである。

【学識経験者】

少なくとも 5～10 年後を見ていかないと結果が見えてこない分野だと感じる。目指すのは、加入者の健康であり、最後まで元気に働いていただくことである。ここにある受診率は手段の結果であり、手段の結果が良ければ健康が担保されているのだろうか、それがひいては医療費の適正化に結び付いているのかを見定めていく必要がある。そのためには、単年度では難しいので複数年度で見ていく必要がある。現在の 40 歳代の方から啓発していかないと、高齢になられてからでは遅いと感じる。地道に対策を講じていくことで、保険料率の上昇を抑制することにも繋がると考える。

【事務局】

10 人未満の事業所が約 8 割だが、そこに勤務する従業員は全体の 3 割に満たない。

しかし、10 人未満の事業所について健診データの取得ができていない。

健康経営の話にもどるが、中小・小規模事業所の経営者、従業員、家族が病気になると廃業になってしまうこともある。地域産業の基盤である事業所が廃業にならないように、協会けんぽも健康づくりでサポートしていきたい。

令和 4 年度においては、事業所の実態についてアンケートを実施し、事業者健診ではなく、がん検診がセットになっている生活習慣病予防健診への振替を促進したい。特に生活習慣病予防健診受託機関において、事業者健診から生活習慣病予防健診への変更をお願いして参りたい。

同時に、3 年間程度データを見たうえで、重症化予防の勧奨を進めていきたいと考えている。

協会けんぽにおいては、健診と医療費とのあり方等について大学の協力を得ながら調査研究フォーラムを開催しているので、ご覧いただければと思う。

【学識経験者】

郵送化の促進について、窓口アンケートを実施した結果、特段の特徴や傾向はなかったとあるが、もし、病院側から協会けんぽへの来所案内があったのであれば、病院への働き掛けも必要ではないかと思う。

【事務局】

現在、病院に申請書と郵送化促進のための封筒をセットにして配付いただいているが、協会けんぽが比較的アクセスの良いところに立地しているため、来所される方もいらっしゃるのが現状である。

昨年度から、医療機関においてオンライン資格確認システムが導入されており、保険資格の有無以外にも限度額の基準についても医療機関側で確認可能となっている。それを

【機密性 2】

利用すると限度額適用認定証を提示する必要がなくなる。このシステムの利用促進も併せて進めていきたいと考えている。

【学識経験者】

限度額適用認定証セットを設置している 71 機関すべてにシステムが導入されているのか。

【事務局】

まだ導入に至っていない機関があり、導入済み機関は県内においては 66%ほどと聞いているが、大規模機関ではすべて導入済みである。

報告事項 3. インセンティブ制度（省令改正）について

【事務局より資料 3 に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【学識経験者】

受診勧奨前でも算入するとしたことは、勧奨業務の結果だけではなく健康改善の効果をより重視することにしたということか。

【事務局】

受診勧奨だけではなく、協会としては様々な取組を行っており、健診受診後すぐに医療機関を受診された方についても実績として算入することにしたものである。

その他. 協会けんぽ香川支部の概要

【事務局より資料 4 に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【被保険者代表】

香川支部の現状を紹介する冊子だが、興味を引くデザインである。

【事業主代表】

非常に理解しやすい。この冊子はいつ頃どこに配付するのか。

【事務局】

今月末、全事業所に「かがわ号」と「島めぐり」の 2 冊をセットで郵送する予定である。その後 1 年程度経過後に取組結果として「島めぐり」の更新版を送付する予定である。また、紙面上の QR コードをかざしていただくことで随時最新の情報が閲覧できるようになっている。今回郵送する際には、今後の広報活動に活かしていくために、本冊子のコンセプトやデザインに関するアンケートにご協力をお願いすることとしている。

以上

令和 4 年 7 月 12 日